

越監告示第 22 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、建設部の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成 30 年 11 月 20 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

1 監査の執行期間

水道課	平成30年 8月22日(水)～ 8月24日(金)
下水道課(浄化センター含む)	8月27日(月)～ 8月29日(水)
都市計画課	9月 5日(水)～ 9月 7日(金)
建築住宅課(住宅政策推進室含む)	9月10日(月)～ 9月13日(木)
都市整備課(ダム・河川対策室含む)	9月14日(金)～ 9月19日(水)

2 監査の対象

平成29年9月から平成30年7月末日までの所管業務全般

3 監査方法

- (1) 都市監査基準に基づく審査
- (2) 提出資料、関係職員の説明聴取

4 監査結果

概ね適正に執行されていると認められた。